

令和7年度 前橋市立中川小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止基本方針策定に当たって

(1) 中川小学校の基本的な考え方や方針等

①いじめの防止等に向け、群馬県いじめ防止基本方針及び前橋市いじめ防止基本方針に基づき、生徒指導委員会の中の会議を中核として、校長のリーダーシップの下、全校一致の協力体制で、市教育委員会等、関係機関と適切に連携しながら対策を推進する。全ての児童とその家庭や本校職員が、「いじめはどの学校にも、そしてどの学年・学級にも、またどの児童にも起こり得る」という共通した認識をもとに、「いじめを絶対に許さない学校づくり」を進める。

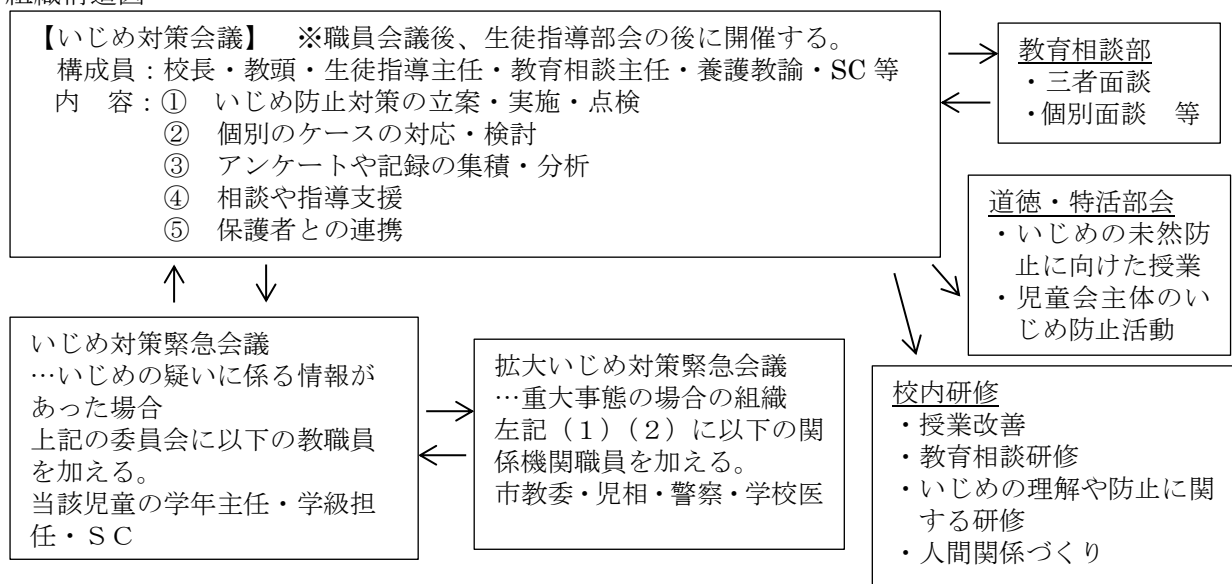
②いじめ防止に関わる各種対策により、本校児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に安心して主体的に取り組むことができるようにする。

(2) めざす児童像

- ・いじめをしないように自分で考え、判断し、思いやりのある行動ができる児童
- ・いじめを見逃さない、たくましい心をもつ児童
- ・いじめをしない、自分と仲間を大切にする温かい心をもつ児童

2 組織及び校内体制について

組織構造図



3 いじめの未然防止

(1) 授業改善に関する取組

- ねらいの達成に向けて、すべての児童が活動や発言を通して活躍する、児童中心のわかる授業を行うことを通して、充実感や満足感を味わいながら学力を身に付ける。【授業者】
- 授業の中に、自分の考えを説明したり相手の考えを聴いたりする活動を設定することを通して、相手が分かるように筋道立てて説明するコミュニケーション能力や互いのよさを認め合おうとする態度や養う。【授業者】
- 学習のルールや生活のルールをつくり、それに基づいて学習や生活をするを通して基本的な学習習慣や生活習慣を形成するとともに、規律正しい態度を育成する。【授業者】

- 教師は、一人一人のよさや進歩の状況をとらえ、賞賛するなど、児童を大切にし、自己肯定感を高めるようなかわり方をする。 **【授業者】**
- 理解が不十分な児童については、休み時間や放課後等を利用して個別指導を行うことを通して、基礎的・基本的な内容についての理解・習熟を図る。 **【各学年教員】**
- 一人一公開授業を行い、互いの授業を参観し合うことを通して、指導方法、児童へのかかわり方、学習習慣等を学び合う。 **【全教職員】**
- (2) 児童の友人関係・集団づくり、社会性育成などを目的にした取組
 - 全校集会において、望ましい友人関係の形成、集団づくり、人権尊重等にかかわる講話を行う。 **【校長・生徒指導主任】**
 - 朝行事に縦割り班活動（なかよしタイム）を設定し、1～6年生がともにレクリエーション等の活動をすることを通して、思いやりの気持ちや協力しようとする態度を養う。 **【児童会担当】**
 - 友達のよいところを見つけ、それを帰りの会等に発表し、互いのよさを認め合おうとする態度を養う。 **【担任】**
 - 友達に向けた感謝の言葉や人権標語を書き、掲示することを通して、自尊感情や他尊感情など、人権感覚を高めていく。 **【担任】**
- (3) いじめに関する学習に関する取組
 - 道徳の時間において、思いやり、友情、生命の尊重等、人間関係の課題に関わる内容考えることを通して、自己の生き方についての考えを深める。 **【担任】**
 - 学級活動において、人間関係の問題を取り上げ、いじめの未然防止、及び解決の方法等について話し合い、いじめをなくしていこうとする実践的な態度を育成する。 **【担任】**
 - 6月のなかよし週間と12月の中川小人権週間において、人権課題に関わる道徳の授業を実践するとともに、全校で人権標語を作成し掲示する。 **【人権担当・担任】**
- (4) いじめをなくすための児童会の取組
 - 児童会本部が中心となって、登校時にあいさつ運動を通して、互いにあいさつを交わし、望ましい人間関係をつくっていこうとする態度を養う。 **【児童会担当】**
 - 12月の中川小人権週間において、保健委員会による世界エイズデーの説明、及びレッドリボンの配布を行う。 **【児童会・保健委員会担当】**
- (5) 保護者や地域に対する啓発の取組
 - 学校だより等を活用して、学校基本方針を伝えるとともに、家庭での児童の些細な変化について学校へ連絡するよう依頼をする。 **【校長】**
 - 学校運営協議会やサポート会議において、学校基本方針を伝えるとともに、児童の気になる言動を地域で見かけたら連絡するよう依頼する。 **【校長・教頭】**

4 いじめの早期発見

(1) 児童の些細な変化に気付く取組

- 朝の会の出欠確認の際に、一人一人の顔を見て声を聞く。【担任】
- 休み時間等に児童の様子を見守る。【全教職員】
- あいさつ、声かけを行い、児童の表情や声などの変化を見取る。【全教職員】
- 毎月、いじめに関するアンケート調査を行う。【担任】
- 連絡帳や家庭訪問、教育相談等を活用して、情報を把握する。【担任】
- 児童との雑談や個別面談等を活用して、情報を把握する。【担任】
- 保健室を利用する児童との会話の中で、児童の様子に目を配るとともに、いつもと様子が違う場合は機会と捉えて悩みを聞く。【養護教諭】
- ＳＣと連携し、児童の悩みを随時聞くことのできる体制をつくる。【相談担当・ＳＣ】
- 保護者を対象とした定期的な教育相談日を設定する。【教育相談主任】

(2) 気付いた情報を確実に共有する取組

- 些細な変化等の気付いた情報は、速やかに担任・学年主任に伝える。【気付いた教職員】
- 連絡を受け次第、児童から事情を聞く。【担任】
- 月１回の生徒指導・いじめ対策会議において、いじめの状況、及びこれまでの対応について報告するとともに、今後の対応について話し合う。【いじめ対策委員】
- 月１回の職員会議において、全教職員間でいじめの状況、対応策について共通理解を図る。【全教職員】

(3) 情報に基づき、速やかに対応する取組

- 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む。【校長・教頭】
 - ・いじめられた児童や、いじめた児童への対応
 - ・保護者への対応
 - ・教育委員会や関係機関等との連携
- 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに市教委、警察に通報し、適切な援助を求める。【校長】

5 いじめに対する対応

(1) いじめの発見から解決までの指導の流れ

① 情報を集める

- いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止め、職員室の教員に連絡をする。暴力を伴う場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける。【全教職員】
- 児童や保護者から「いじめではないか」との訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その結果を管理職に速やかに報告する。【担任・学年教員】
- 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行い、その結果を速やかに管理職に報告する。その際、他の児童の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。【担任・学年教員】
- いじめた児童が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。【担任・学年教員・担外】
- 得られた情報は確実に記録に残す。【担任・学年教員】

② 指導・支援体制を組む

○正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む。

【校長・教頭】

- ・いじめられた児童や、いじめた児童への対応
- ・保護者への対応
- ・教育委員会や関係機関等との連携

○児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに市教委、警察に通報し、適切な援助を求める。

【校長】

○現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加える。

【校長・教頭】

(2) いじめの被害者、その保護者への支援

① いじめの被害者への支援

○いじめられた児童やいじめを知らせにきた児童の安全を確保するとともに、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。

【いじめの被害者に対応する教員】

○いじめられている児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族等）と連携し児童に寄り添える体制をつくる。

【校長・教員】

② いじめの被害者の保護者への支援

○家庭訪問等により、その日のうちに保護者に迅速に事実関係を伝えるとともに、学校と家庭の連携方法について話し合う。

【担任・学年主任等】

○いじめられた児童を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できるだけ保護者の不安を除去する。

【担任・学年主任等】

(3) 加害児童、その保護者への支援

① 加害児童への支援

○いじめた児童に対して、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。その際、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。

【担任・学年主任等】

○必要に応じて、いじめた児童を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受ける環境を確保する。

【校長・教頭・担外】

② 加害児童の保護者への支援

○家庭訪問等により、保護者に迅速に事実関係を伝え、保護者の理解や納得を得る。

【担任・学年主任等】

○学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める。

【担任・学年主任等】

(4) いじめを見ていた児童への働きかけ

○いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせ、たとはいじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。

【担任・学年主任】

○はやしたてるなど同調していた児童に対して、その行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

【担任・学年主任】

○学級全体でいじめについて話し合い、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を行き渡らせる。

【担任・学年主任】

(5) 関係機関との連携

○いじめた児童に指導を行っても十分な効果を上げることが困難な場合は、市教委、警察署、児相と連携して対応する体制をつくる。

【校長・教頭】

6 その他

(1) 評価と改善について

月1回のいじめ対策会議で定期的にチェックを行うとともに、学期末の会議においては学期ごとの評価を行いいじめ防止活動の改善を図る。

(2) 保護者・地域への情報発信と啓発活動について

- 学年・学級懇談会等で児童が主体的に取り組んでいるいじめ防止活動について知らせる。
- 市教委と連携して「ネット上のいじめ等、児童の身近に迫る危険について」の携帯インターネット教室を開催する。
- 学校HPに中川小いじめ防止基本方針をアップする。